

農地転用許可を伴わない現状変更届出指導要綱

農地転用を伴わない現状変更届出指導要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、利府町内における農地転用許可を伴わない農地の現状変更に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 農地に対し次の各号に掲げる行為（以下「農地の現状変更」という。）を行おうとする者は、会長に対し、農地転用許可を伴わない現状変更届（様式第1号。以下「現状変更届」という。）を提出しなければならない。

(1) 農地（2アール未満のものに限る。）を農作物の育成若しくは養畜のための農業用施設に供する行為

(2) 田を畑として利用するための盛土又は切土

(3) 畑を畑として利用するための盛土又は切土

(4) 採草放牧地を畑として利用するための盛土又は切土

(5) その他農地の現状を変更する行為

2 現状変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 届出地の公図の写し

(2) 届出地の位置図

(3) 届出地の造成計画図

(4) 工程表

(5) 法令による許認可等を証する書面の写し

(6) 承諾書、同意書等（隣接地が農地の場合、環境問題等により近隣住民の承諾が必要な場合その他前項各号に掲げる行為に際し第三者の承諾、同意等が必要な場合に限る。）

(7) その他会長が必要と認める書類

(委員会への報告等)

第3条 会長は、現状変更届の提出があったときは、その内容を農業委員会に報告するものとする。

2 会長は、現状変更届の提出があったときは、申請者に対し、農地転用許可を伴わない現状変更届受理済証（様式第2号。以下「受理済証」）を交付するものとする。

3 受理済証の交付を受けた者は、農地転用許可を伴わない現状変更届出済標識（様式第3号）を作成し、農地の現状変更を行う間、届出地に掲示しなければならない。

(計画変更)

第4条 受理済証の交付を受けた者は、現状変更届の内容に変更が生じたときは、会

長に対し、農地転用許可を伴わない現状変更計画変更届（様式第4号。以下「計画変更届」という。）を提出しなければならない。

2 前条の規定は、計画変更届について準用する。

（行為の要件）

第5条 農地の現状変更は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- （1） 作土は耕作に適した良質土とし、その高さを30センチメートル以上とすること。
- （2） 期間がおおむね6月以内であり、かつ、原則として耕作期間にかからないこと。
- （3） 盛土の法面勾配は1割5分より急とならない範囲で施工すること。また、耕作に必要な進入路を確保することとし、進入路の勾配は5割より急とならない範囲で施工すること。
- （4） 盛土ののり尻は境界から30センチメートル以上離すこと。
- （5） 当該農地が道路及び水路に接するときは、当該道路及び水路の現状を確保すること。
- （6） 災害の発生を未然に防止し、万が一発生した場合は自己の責任において善処すること。

（事情聴取）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、現状変更届を提出した者に対し当該農地の現状変更に係る計画の説明を求め、又は調査を行うことができる。

（完了の報告）

第7条 現状変更届を提出した者は、農地の現状変更を完了したときは、速やかに会長に対し、農地転用許可を伴わない現状変更完了報告書（様式第5号。以下「完了報告書」という。）を提出しなければならない。

- 2 会長は、完了報告書の提出があったときは、届出地を確認するものとする。
- 3 会長は、前項の確認の結果、届出内容と異なる行為が行われたと認めるときは、現状変更届を提出した者に対し、速やかに届出内容どおり履行するよう指導するものとする。
- 4 会長は、現状変更届を提出した者がこの要綱の規定に違反したときは、この要綱を遵守するよう指導し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

農地転用許可を伴わない現状変更届

年 月 日

利府町農業委員会
会長

宛

届出者 住所

氏名

下記の事由により、農地（採草放牧地）の現状を変更したいので届け出ます。

記

1 届出農地の概要

土地の所在	地 目		面積（㎡）	現状変更する理由
	登記簿	現 況		

2 現状変更をする概要

①造成期間 年 月 日から
年 月 日まで

②現状変更の内容

.....
.....

③造成に伴う被害防除対策

.....
.....

④現状変更完了後の営農計画

.....
.....

3 添付書類

公図の写し・位置図・造成計画図・工程表

※注意・確認事項

- (1) 現状変更が完了した後、速やかに完了報告書及び完了写真を提出すること。
- (2) 農地の現状変更は、農地を有効に利用することを目的とした行為であることに十分留意し、現状変更完了後は速やかに耕作を行うこと。
従って当分の間、農地として耕作を行い農地の転用は出来ないものである。
- (3) 農業委員会が現地を確認し適当と認められない場合には、届出どおり履行するよう指導することがある。
- (4) 隣接及び周辺農地へ影響がないように配慮すること。

様式第3号(第3条関係)

↑ 15cm ↓	農地転用許可を伴わない現状変更届出済標識				
				第	号
				届出者	住所
				氏名	
				(電話 局 番)	
1	現状変更内容				
2	造成期間	年 月 日から 年 月 日まで			
3	農業委員会受理年月日	年 月 日	第 号		
4	届出面積	面積	m ²		
5	届出場所	番地先			
		← 20cm →			→

様式第4号（第4条関係）

農地転用許可を伴わない現状変更計画変更届

年 月 日

利府町農業委員会
会 長 宛

届出者 住 所 _____

氏 名 _____

このことについて、 年 月 日付けで届け出し、 年 月 日付け
第 号で受理済証の交付を受けた農地転用許可を伴わない現状変更届について、下記の
とおり計画の変更をしたいので、届け出ます。

記

変更事項

変 更 前	
変 更 後	

様式第5号（第7条関係）

農地転用許可を伴わない現状変更完了報告書

年 月 日

利府町農業委員会

会長

宛

届出者 住所

氏名

電話

年 月 日付けで届け出した農地の現状変更が完了したので下記のとおり報告します。

記

1 届出受理年月日 年 月 日

2 受理番号 第 号

3 造成概要

4 工事完了年月日 年 月 日

5 添付書類 工事完了後の写真